

先端設備等に係る課税標準の特例について

中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき、中小企業等が新たに取得した機械装置等の償却資産について、一定の要件を満たす場合に固定資産税の課税標準の特例が適用されます。

1 特例対象者

中小企業等経営強化法に規定する中小企業者で、先端設備等導入計画の認定を受けた者のうち、以下のもの（大企業の子会社を除きます。）

- ア 資本金額1億円以下の法人
- イ 従業員数1,000人以下の個人事業主等

2 特例対象資産（償却資産関係）

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画の認定後に取得した先端設備等のうち、以下の要件を満たすもの（計画に基づき、適用期間内に契約したりリース資産も対象となります。）

設備の種類	性能要件 (※1)	販売開始時期 (※1)	最低取得価額	適用期間 (取得時期)	その他要件
機 械 装 置	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上するもの	10年以内	160万円	平成30.6.6 (※3) ～ 令和5.3.31	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと
測定工具・検査工具		5年以内	30万円		
器具・備品		6年以内	30万円		
建物附属設備 (※2)		14年以内	60万円		
構 築 物		14年以内	120万円		

※1 先端設備等導入計画認定申請の際に要件を証する書類(工業会等証明書)が必要となります。

※2 家屋と一体となって効用を果たすものを除きます。

※3 構築物については、令和2年4月30日以降に取得したものが対象になります。

3 特例内容

新たに固定資産税（償却資産）が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税（償却資産）に限り、各年度の課税標準額がゼロに軽減されます。

4 提出書類・申告方法

償却資産の申告に当たっては、下記の書類を提出してください。

(1) 「償却資産申告書」

1 1 課税標準の特例欄を「有」とし、1 8 備考欄に特例適用条項（附則第 64 条）、添付書類等を記入してください。

(2) 「償却資産種類別明細書」

特例が適用される資産の行の摘要欄に「附則第 64 条」と記入してください。

(3) 「課税標準の特例が適用される資産に関する届出書」

(4) 認定を受けた「先端設備等導入計画」の写し

(5) 「先端設備等導入計画に係る認定書」の写し

(6) 「工業会等証明書」の写し

（設備メーカーを通じて入手するもので、先端設備等導入計画を京都市に申請する際に添付する仕様等証明書）

(7) 「リース契約書」の写し } ※ リース会社が申告を行う場合に必要
(8) 「固定資産税軽減計算書」の写し } となります。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

《 お問い合わせ先 》

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1
井門明治安田生命ビル5階

京都市行財政局税務部 資産税課 償却資産担当

☎ (075) 213-5214

なお、先端設備等導入計画の認定に関するお問い合わせは、

京都市産業観光局産業イノベーション推進室 (☎075-222-3324)

までお願いします。